

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	西日本電信電話株式会社
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド 基盤の未整備エリア(約 10%の世帯)における 基盤整備の在り方につ いてどのように考える か。	別紙のとおり
2. 超高速ブロードバンド の利用率(約30%)を向 上させるためには、低廉 な料金で利用可能となる ように、事業者間の公正 競争を一層活性化する ことが適当と考えられる が、NTTの組織形態の 在り方も含め、この点に ついてどのように考える か。	別紙のとおり

「光の道」構想に関する当社意見

■はじめに

当社は、NTTグループの中期経営戦略「サービス創造グループを目指して」に基づき、グループを挙げてブロードバンドサービスの利用可能エリアの拡大と普及に取り組んできた結果、エリア・速度ともに世界最高水準を実現してきました。また、料金についても、諸外国と比較して低廉な水準となっています。加えて、技術・サービス開発や他企業とのコラボレーションにより、ブロードバンド・ユビキタスサービスの創造に取り組んでいるところであり、今後もサービスの普及拡大に積極的に取り組んでいきます。

ICT政策タスクフォースは、グローバル時代におけるICT政策を包括的に議論する場であると認識しておりますが、これまでの検討状況を見る限り、アクセス、とりわけ光アクセス基盤の整備や競争政策、NTTの経営形態の在り方を中心に議論が進められているものと見受けられます。

しかしながら、ブロードバンド全体のエリアカバー率は99%に達し、光ブロードバンドについても、既に90%の世帯でご利用いただける環境(需要に即応できる環境)が整備されてきている中で、ブロードバンド全体の利用率は約65%(その半数は光ブロードバンドで提供)という状況を踏まえると、光を敷設すれば利用率が100%になるというものではなく、「光の道」の実現に向けて重点的に取り組むべきことは、未だブロードバンドを利用していない35%の方々にご利用いただくために、ブロードバンドによりどのようなサービス等を実現するかということにあると考えます。

したがって、従来から申し上げてきたとおり、今後は、光アクセスの基盤整備や競争政策、NTTの経営形態の在り方といった議論に終始するのではなく、パラダイムシフトが起こりつつあるICT市場の環境変化を踏まえ、広く社会・経済・国民生活の中でブロードバンドを必需品としてご利用いただけるようなICTの利活用策は何か、そのために、アクセス事業者だけでなく、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たしていくことが必要かといったことを中心に議論・検討し、国をあげて取り組んでいくことが重要であると考えます。

1. 「光の道」の整備方法について

(1) 基盤整備(整備率90%→100%)について

グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースが取りまとめた「「光の道」構想実現に向けて－基本的方向性－(2010年5月18日)」では、整備すべきインフラ水準として、「100Mbps以上の超高速ブロードバンド基盤を整備・普及すべき」と整理されましたが、光(FTTH)は、「光の道」実現に向け整備すべきインフラとしての代表例であり、地理的条件や経済合理性の観点から、無線による方法もあると整理されています。

日本中で「100 Mbps以上の超高速ブロードバンド基盤」が必要かどうかという点については、ブロードバンドを用いてどのようなICT利活用を促進していくのかという議論とセットで検討する必要があると考えますが、その提供手段については、タスクフォースで取りまとめたとおり、不採算エリアの整備にあたっては、光だけでなく、CATVや無線を含めた検討が必要であると考えます。

また、光については、全国で90%のエリアをカバーしていますが、今後さらに光でカバーしていくのであれば、これまでどおり、国・自治体が推進するIRU(公設民営)方式をとることが必要であり、サービス提供にあたっては、NTTとして最大限努力していく考えです。

したがって、今後とも更なる公的支援による取り組みをお願いしたいと考えます。

(2) ブロードバンドの普及(光の利用率30%→100%)について

ブロードバンドの普及にはサービスの充実と使い易い端末・料金が重要であり、そのためには、アクセス事業者をはじめ、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等が、それぞれの役割を果たしていくことが必要であると考えます。

例えば、

- ①政府の場合、諸外国と比較して利用が進んでいない電子政府、教育や医療等の分野において、ICTの利活用の促進に向け、省庁横断的に取り組み、(i)フューチャースクール等のICT利活用環境の構築に向けた予算の確保、(ii)エンドユーザのネット利用に対するインセンティブ付与(通信設備・サービス購入におけるエコポイントや電子政府申請料割引等)といった政策を推進する、
- ②端末メーカの場合、アクセス事業者、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISPとも連携しながら、一層使いやすい端末を提供する、
- ③アクセス事業者、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISPの場合、競争を通じて、より魅力的なサービスを提供する、

等、ブロードバンドの普及促進に向け、それぞれがその役割を果たしていくことが必要であると考えます。

なお、現在の諸環境の下では、国・自治体の負担で100%光が敷設されている自治体においても、ブロードバンドサービスの利用率は3割程度と全国平均と同水準となっており、このことはアクセスの環境のみを整えても利活用が進むわけではないことを物語っており、ICT利活用のさらなる推進が必要であると考えます。

当社としては、今後とも引き続き、ユーザニーズに沿ったブロードバンドサービスを積極的に提供し、世界最高水準のブロードバンド(エリアカバー、利用、速度)に更に磨きをかけ、使い易いサービスを充実していき、普及率の向上に貢献していく考えです。

具体的なこれまでの実績と今後の取組みは次のとおりです。

①光サービスで、以下のとおり世界最高水準の速度と普及率(利用率)を実現してきました。

- ・光サービスを世界に先駆けて本格展開 (フレッツ光は 2004 年度から 2009 年度に約 10 倍に成長)

- ・光の利用可能エリアは、設備競争を通じて全国の90%に拡大、DSLは約99%で利用可能

- ・インターネットに加えて、IP電話、映像サービス等を充実

- ・マンション内や室内の施工を容易にする光配線ケーブル等の研究開発・実用化を推進

今後は、光サービスの更なる需要喚起に向けて、インターネット未利用・低利用ユーザの方々にも使い易い新たなサービスを提供していく考えです。

②電子政府／教育／医療等のICT利活用について、従来から全国の自治体等での具体化に参画し、サービスの充実に貢献してきましたが、今後も教育分野でのクラウドサービス等により積極的にICT利活用に取り組んでいきます。

あわせて、病院や学校等のニーズに応じて、高速大容量化に取り組んでいきます。

③パソコン以外の端末(光 LINKシリーズ)を拡充し、インターネット未利用層の開拓に取り組むとともに、ネット安全教室の開催により利用者のICTリテラシー向上に取り組んできましたが、今後も裾野の拡大に取り組んでいくとともに、アフターフォローのサポート体制を強化していきます。

④屋内、屋外でのシームレスなブロードバンド環境を実現可能とし、ゲーム機、電子書籍、ネットブック等多様化する無線端末への対応ニーズに応えられるよう、屋内だけでなく、屋外に持ち出しても無線LANが利用可能なモバイルルータを用いたサービスの提供に向けて検討していきます。

(3) 「光の道」についての基本的な考え方

日本中で高速ブロードバンドを利用できる環境にしていくとする「光の道」実現に向け、当社としては、コアネットワークのIP化と光サービスの利用拡大に取り組んでいく考えです。

コアネットワークについては、設備の寿命を考慮しつつ、IP網に一本化(PSTNマイグレーション)することで、IPベースのサービスに柔軟に対応していくとともに、ネットワークコストの削減に努めていく考えです。

なお、現行のIP技術のサービスでは提供していない機能・サービス(公衆電話、ISDN、IGS交換機の機能等)の扱いについては、概括的展望を今秋公表する予定です。

また、アクセスの光化については、前述のとおり、サービスの創造やフューチャースクールをはじめとする学校、病院及び公共機関等におけるICT利活用の促進に取り組み、光アクセスを活用したサービスの需要を喚起して、光の利用率向上を図っていく考えです。

2. 「光の道」実現のための競争政策の在り方について

情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が進展しています。

特に、西日本のFTTH・CATVブロードバンド通信市場では、当社・電力系事業者・CATV事業者が熾烈な設備競争を繰り広げており、当社のシェアは西日本マクロで53%、府県別では最小で36%（平成22年3月末）、FTTH市場での競争が激しい関西の2府4県では、京都を除く1府4県でシェア50%を下回る状況になっています。

こうした中で、当社は、これまでも、光サービスを世界に先駆けて本格展開し、全国の90%のエリアに利用可能エリアを拡大するなど、ブロードバンドの普及に全力で取り組んでまいりましたが、更にドライブをかけるためには、パラダイムシフトが起こりつつある情報通信市場の変化を十分踏まえ、従来の電話を前提とした規制を見直し、ブロードバンド・IPの設備競争を前提とした政策に転換すべきであると考えます。

また、インフラ整備は、採算エリアは設備競争を基本とし、不採算エリアは国・自治体の整備(IRU方式)により補完することが最も経済的な政策であると考えます。

さらに、設備のオープン化は既に世界で最も進展しており、これ以上の開放は、イノベーションや投資インセンティブを損なうとともに、電力系光サービスやCATVブロードバンド等との競争環境を激変させるものであることから、実施すべきでないと考えます。

なお、機能分離や構造分離は、時間とコストがかかることから、ブロードバンドの普及をかえって阻害するものであり、ユーザ利便、イノベーション・投資インセンティブ、経営の効率性、企業価値等の観点からも課題が多く、取るべき選択肢ではないと考えます。